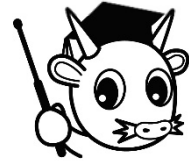


# しゅうがくえんじょせいど 「就学援助制度」を知っていますか？



## Q1：「就学援助制度」ってどんな制度なの？

A1：小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）へ通うお子さまの学用品の購入や給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助する制度です。

## Q2：どんな援助が受けられるの？

A2：学用品費等（各学期末に振込）

学校給食費（市が負担するため、保護者の方の負担がなくなります）

修学旅行費（実施時に認定されている参加者を対象に、実費を支給）

などの援助を行っています。

※市立学校以外の学校に通われる場合は、一部の援助となります。

※学校の集金を免除するものではありません。学校の集金は必ず支払ってください。

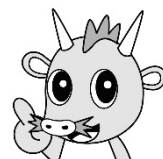
## Q3：どんな家庭が就学援助を受けられるの？

A3：さいたま市にお住まいで、16歳以上のご家族全員が就学援助の対象となる理由に該当していることが必要です。（生活保護を受けているご家庭を除きます。）

<援助の対象となる理由の例>

- ・児童扶養手当を受給している。
- ・市民税が非課税である。（令和2年度又は令和元年度）
- ・国民年金保険料の免除を受けている。
- ・生活保護にはならないが、経済的理由によりお子さまを学校に通わせるのが困難である。

※上記のほかにも、就学援助の対象となる理由は複数あります。  
詳しくは申請書等をご確認ください。



#### Q4：A3に書いてある「生活保護にはならないが、経済的理由により学校に通わせるのが困難である」とはどういうこと？

A4：ご家族全員の前年の所得額の合計が、おおむね次の基準額以下の場合です。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
基準額 (所得額の世帯合計)	243万円	277万円	324万円	365万円	414万円

※ご家族の人数や年齢等で基準額が変わります。あくまでも目安としてご覧ください。

※コロナウイルス感染症の影響等で、前年より世帯の収入が著しく減少した方など、家計の急変により経済的に困りの方は就学援助を受けることができる場合がありますので、状況を明らかにしたうえで、学校または学事課へご相談ください。

#### Q5：就学援助を申請するにはどうすればいいの？



A5：学校（さいたま市立の小・中・中等教育学校）、学事課、または各区役所区民課にある申請書（就学援助費受給申請書兼世帯票）と必要書類を提出し、審査を受ける必要があります。

※必要書類など、詳しくは申請書等をご確認ください。

※自動更新されませんので、毎年度申請書の提出が必要です。

#### その他の注意事項

- 年度途中は申請のあった月から援助対象となりますので、希望の方は早めに申請をしてください。
- 各区役所区民課では、申請書の配布と預りのみを取り扱っており、相談には応じていません。特別な事情がある場合などは、学校または学事課へご相談ください。
- 申請書は1世帯につき1枚を提出してください。お子さまが小学校と中学校へ通う場合は、いずれかの学校に提出してください。

#### 問い合わせ先

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係

電話：048-829-1647 FAX：048-829-1990